

# KITAKEI-Report

No.127  
March 2020

発行：北恵株式会社 〒541-0054 大阪府中央区南本町3-6-14 TEL.06-6251-6701  
<http://www.kitakei.jp/>

## 4号建築物も構造計算書の保存が義務化

改正建築士法施行

改正建築士法が3月1日に施行された。建築士試験の受験要件が変更（3面参照）になったほか、建築士事務所の図書保存の見直しが行われた。これに伴い、国土交通省はこのほど、建築士法施行規則を改正。全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書の保存を義務づけた。4号建築物も、構造計算書の保存が必要になる。

建築士法では、建築士事務所の開設者は一定の図書について15年間保存することが義務づけられている。ただし、4号建築物や建築確認が不要な建築物については、壁量計算、四分割法の計算、N値計

算に係る図書、構造安全性を確かめることで一部の仕様規定を適用しないこととするための構造計算等に関する図書については、保存が義務づけられていなかった。

当然のことながら、4号建築物や建築確認が不要な建築物も、建築基準法令等の定める基準に適合することが義務づけられている。そのため、例えば、建築物の構造安全性について疑義が生じた場合でも、構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにすると同時に、設計等業務の委託者の保護を図る観点から、今回の法改正で、建築士事務所の図書保存の制度が見直された＝1、2面表〈1〉〈2〉参照。

### 建築士事務所の図書保存の制度の見直し（保存対象図書の拡大について）〈1〉

|                                                 | 配置図、各階平面図、<br>二面以上の立面図、<br>二面以上の断面図 | 基礎伏図、各階床伏図、<br>小屋伏図、構造詳細図 | 構造計算書等<br>①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------|
| 2号建築物                                           | 保存義務                                | 保存義務                      | 保存義務                                        |
| 3号建築物                                           | 保存義務                                | 保存義務                      | 保存義務                                        |
| 4号建築物                                           | 保存義務                                | 新たに保存義務化                  | 新たに保存義務化                                    |
| 上記以外<br>(100㎡以下の2階建て木造の建築物等の設計又は工事監理に係る図書である場合) | 新たに保存義務化                            | 新たに保存義務化                  | 新たに保存義務化                                    |

## 建築士事務所の図書保存の制度の見直し（保存対象図書の拡大について）〈2〉

|                                                                            |                                                                                                |                                           |          |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------|
|                                                                            | 構造計算書等<br>②仕様規定の適用除外の<br>ただし書で必要な構造計<br>算、燃えしろ設計に係る<br>構造計算等の構造の安全<br>性を確認するために行っ<br>た構造計算の計算書 | 構造計算書等<br>③壁量計算、四分割法の<br>計算、N値計算に係る図<br>書 | 工事監理報告書  |
| 2号建築物                                                                      | 新たに保存義務化                                                                                       | 新たに保存義務化                                  | 保存義務     |
| 3号建築物                                                                      | 新たに保存義務化                                                                                       | —                                         | 保存義務     |
| 4号建築物                                                                      | 新たに保存義務化                                                                                       | 新たに保存義務化                                  | 保存義務     |
| 上記以外<br>(100 m <sup>2</sup> 以下の2階建<br>て木造の建築物等の設<br>計又は工事監理に係る<br>図書である場合) | 新たに保存義務化                                                                                       | 新たに保存義務化                                  | 新たに保存義務化 |

## 長期優良と性能表示の一体的運用、検討へ

| 項 目                 | 長期優良住宅の<br>認定基準<br>(新築) | 住宅性能評価<br>の評価事項<br>※●必須項目<br>○選択項目 | 長期優良住宅認定基準と<br>住宅性能評価の評価基準<br>の相違の有無 |      |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------|
|                     |                         |                                    | 項 目                                  | 基 準  |
| 長期<br>使用<br>構造<br>等 | 劣化対策                    | ●                                  | 相違なし                                 | 相違あり |
|                     | 耐震性                     | ●                                  | 相違なし                                 | 相違あり |
|                     | 維持管理・更新の容易性             | ●                                  | 相違なし                                 | 相違あり |
|                     | 高齢者等対策                  | ○                                  | 相違なし                                 | 相違あり |
|                     | 可変性                     | ○                                  | 相違なし                                 | 相違あり |
|                     | 省エネルギー性                 | ●                                  | 相違なし                                 | 相違なし |
| 長期優良住宅と性能表示の評価項目の比較 | 住宅規模                    | ×                                  | 相違あり<br>(性能評価に項目・基準なし)               |      |
|                     | 居住環境の維持及び向上への配慮         | ×                                  | 相違あり<br>(性能評価に項目・基準なし)               |      |
|                     | 建築後の住宅の維持保全             | ×                                  | 相違あり<br>(性能評価に項目・基準なし)               |      |
|                     | 資金計画                    | ×                                  | 相違あり<br>(性能評価に項目・基準なし)               |      |

長期優良住宅  
独自の評価基準長期優良住宅  
独自の評価項目

国土交通省の「長期優良住宅制度のあり方に関する検討会」（座長＝松村秀一・東京大学教授）は、この  
ほど、長期優良住宅と性能表示制度との一体的運用について、本格的な検討をスタートした。

これまでの検討では

- ①長期優良住宅の認定基準の全てを住宅性能評価の枠組みのもとで評価
- ②長期優良住宅の認定基準のうち、長期使用構造等に関する基準のみ住宅性能評価の枠組みのもと

で評価し、それ以外の項目については、所管行政庁が審査し認定  
——という2つの案が提示されている。

①の案では所管行政庁（地方公共団体）の負担が減る一方で、登録住宅性能評価機関の負担が増えてしまう。さらに「居住環境への配慮」等に関しては公開情報から審査しづらく、所管行政庁に照会する必要がある可能性があると指摘された。

一方、②の案では、①の案で指摘された問題は発生しない。そのため、今後、②の案を中心に検討を進める。同検討会は今年3月に最終取りまとめを行う予定。

## 建築士試験の受験資格見直し

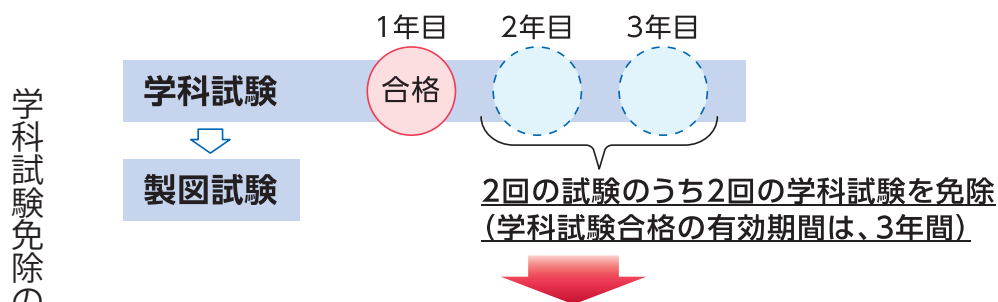
3月1日に施行された改正建築士法では、建築士試験に関して受験要件が見直されたほか、受験機会が拡大された。

受験資格の見直しでは、これまで受験のための要件だった「実務経験」が、免許登録の際の要件に改正された。学校卒業後すぐに受験することが可能になり、合格後に就職して実務経験を積めば免許登録できることになる。

また、学科試験に合格後、設計製図試験を受けなければならないが、これまでは「2回の試験のうち2回の学科試験を免除」となっていたが、「4回の試験のうち2回の学科試験を免除」に改正し、受験機会の柔軟化を図った（学科試験に合格した建築士試験の設計製図試験を欠席する場合は3回）＝下図参照。

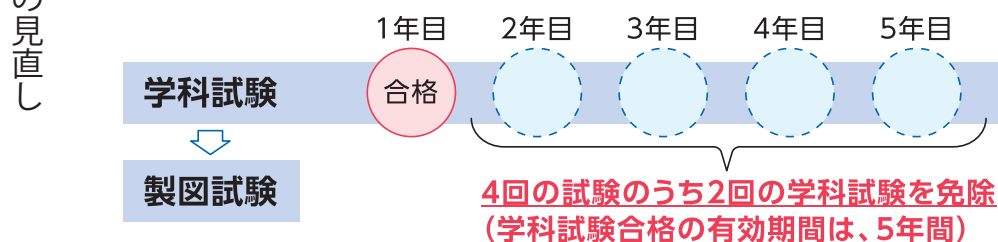
令和2年の学科試験合格者から適用される。

### 【改正前】学科試験合格試験の後の2回の学科試験



### 建築士試験における学科試験免除のあり方を柔軟化

### 【改正後】学科試験合格試験の後の4回の試験のうち2回の学科試験



キタケイの提供する2つのプライベートブランド  
環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 “ スプロートユニバーサル ”  
天然木にこだわったフローリングや壁材 “ リラクシングウッド ”  
企画・製造から販売までトータルにプロデュース、心からご満足いただける住まいづくりを  
バックアップします。



[www. sprout-univ. com](http://www.sprout-univ.com)



[www. relaxssingwood. com](http://www.relaxssingwood.com)

リラクシングウッド 無垢フローリング シリーズ

